

被災住宅の応急修理制度 Q & A

福島県災害対策本部救援班
令和元年11月22日

No.	内容	回答
(1) 制度全般について		
1	応急修理とはどのような制度か	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 【基準額（消費税込み）】 半壊・大規模半壊：595,000円以内 一部損壊（損壊割合10%以上の場合に限る）：300,000円以内
2	住宅の応急修理制度の対象となる市町村はどこか	災害救助法適用市町村（55市町村：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）が対象となります。 対象とならないのは4町村（北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村）になります。

No.	内容	回答
(2) 対象者について		
1	一部損壊（１０％以上）、半壊、大規模半壊などの要件を満たしているかどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、または被災者台帳により確認します。 なお、り災証明書の提出は、申し込み後でも可能です。 ただし、工事完了報告までにこれらの書類が提出いただけない場合は、住宅の応急修理制度の対象として見なされない場合がありますのでご注意ください。
2	「全壊」の住家は対象にならないのか。	「全壊」の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。 しかし、「全壊」の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合には対象となることがあります。
3	申込の際に必要な書類としては何が必要か	必要な書類は以下のとおりです。 ア 住宅の応急修理申込書（様式第１号） イ 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等、世帯が居住する住宅の所在、世帯を構成する者全員が確認できる市町村が発行する証明書類 ウ 資力に関する申出書（様式第２号） （ただし、大規模半壊の場合は添付不要） エ 住宅が被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書 オ 借家で被災された方は、所有者の同意書（様式第７号） ※ これらの書類は事後提出も可能です。 ※ なお、申込後に、工事の施工前・施工中・施工後の写真も必要となります。
4	応急仮設住宅を利用しないことが要件となっているが、民間が被災者に提供している住宅、無償で提供される市営住宅、県営住宅、知人の家、雇用促進住宅、職員社宅はこれにあたるか。	応急修理が完了するまで左記住宅に一時的に避難していた場合でも、応急修理の申込が可能です。 ただし、応急修理を行うことにより住家に戻っていただくことが前提となります。 なお、民間賃貸住宅の借上げは、その期間が原則１年となっていることから一時的な避難とはみなしませんので、その場合、応急修理制度を利用することはできません。
5	1階が床上浸水となり、2階に避難して生活している等、現在も被災建物に住んでいる場合でも、応急修理の要件を満たせば、応急修理の対象となるか。	応急修理の要件を満たせば、対象となります。
6	原発被災者の中には、住民票を移さずに避難し、避難先で持ち家を所有している場合があるが、その場合には何で居住の実態を確認するか。	公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により住居が判断できれば問題ありません。
7	住民票が原発被災地のまま、県内の他市町村に避難している住民について、り災証明は避難先の市町村で出るが、応急修理に関する窓口は避難元の市町村で行うか。	応急修理の窓口については、避難先の市町村となります。
8	併用住宅は対象となるのか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。

No.	内容	回答
9	住民票は一つだが、例えば母屋と離れのように別居している世帯の場合、母屋と離れそれぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
10	2階建て共同住宅の共用部分（外付け階段）は修理対象となるか。共用部分が無いと2階部分に行くことができなくなる。	①分譲住宅の共用部分は原則対象とならないため、管理組合の修繕積立金により対応願います。ただし、管理組合理事会や各住居世帯持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ②賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。なお、この場合、所有者が修理できない理由を記載した「借家の応急修理にかかる所有者の同意書」（様式第7号）を提出してください。

No.	内容	回答
(3) 応急修理の範囲及び基本的考え方について		
1	自主施工や施主支給の材料費は、対象となるか。	資力があつたと考えられるため対象外となります。
2	応急修理をして一時的に住家に戻った場合、最低〇か月（〇年）居住が必要である。という規定はあるのか。 ※その規定がある場合、やむを得ない場合（入院、施設に入所等）については、緩和規定等があるのか。	特に規定はありません。 ただし、応急修理の趣旨を逸脱することはできません。（数か月しか居住しない場合等は対象となりません。）
3	仕様がグレードアップするような工事も対象となるか。	原則的に対象となるのは原状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対象となりません。 ただし、その仕様とせざるを得ない合理的な理由がある場合は、グレードアップ部分も含めて対象となります。
4	エコ給湯器は対象となるか。対象となる場合の範囲は。（すべて、配管のみ、貯湯タンク、室外機械本体）	当該災害で壊れた給湯器（配管、貯湯タンク、室外機を含む）であって、それがなければ日常生活が営めないのであれば対象となります。
5	破損はないが、床上浸水のために、汚泥による「悪臭」「不衛生」等により、そのままでは、生活できない場合、修理対象となるか。 ・畳、床、壁紙、外壁の断熱材など	悪臭や不衛生、汚れがひどい等の理由で日常生活に支障があれば、床や外壁の修理、またそれに併せて行う畳や内壁、断熱材、石膏ボードなどの修理も対象となります。
6	災害によって住居の中に土石や竹木等が入ったが、対象になるのか。	被災住宅の障害物の除去制度に該当するため、対象となりません。
7	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。
8	床の修繕に合わせて畳をフローリングに変更することは対象となるか。	被災前と異なる仕様となるため原則は対象外ですが、フローリングの方が修理が早い、価格が安い等の明確な理由があれば対象となります。
9	床板を補修するうえで、既存で床下断熱材があつた場合に、断熱材を復旧させる事は対象外でしょうか？	床と一体として修理する必要がある等の理由があれば対象となります。
10	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	悪臭や不衛生、汚れがひどい等の理由で日常生活に支障があれば、床や外壁の修理、またそれに併せて行う畳や内壁、断熱材、石膏ボードなどの修理も対象となります。
11	内部のドアは対象となるのか。	長時間の浸水によりドア類の反りが生じた場合や、ふすま・障子類の枠組みが破損した場合などで、日常生活に支障があれば対象となります。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済む修理は対象となりません。
12	内壁（土壁）が崩れたものは該当となるか。	浸水による土壁の崩落や耐久性の欠損等により、日常生活に支障があれば対象となります。

No.	内容	回答
13	給排気設備として、冷暖房設備ですがエアコンの室外機が浸水で壊れた場合、対象になりますか。	家電製品については対象となりません。
14	井戸水を使用していたが、災害後、井戸が使えなくなった。（濁っており、飲めない。）住宅の前の部分まで水道管がきており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたい、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。
15	一部損壊（床下浸水）の被害を受けた場合、浄化槽のブローの交換や修理は対象となるか。	浄化槽を修理しなければ便所等が使用できない状況であれば対象となります。
16	台所の流し台や、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	壊れていて、他のもので代用できない場合のみ、対象となります。 また、IHクッキングヒーターとシステムキッチンが一体となっている場合も修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは理由がない限り対象外となります。
17	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは生活必需品の品目とされており、災害救助法で定める「生活必需品の給与・貸与」制度を実施している市町村では当該制度が利用できるため、応急修理の対象外となります。 なお、当該制度を実施していない市町村では応急修理の対象として構いません。
18	床下に設置した居住空間の換気システム（建築基準法で義務となっている24時間換気）の修理交換は対象となるか。	当該システム以外に給排気の手段がなければ対象となります。
19	二世帯住宅で、玄関は一つだがそれ以外は完全に生活スペースが分離している（トイレ・風呂等が2つ、住民票が2つ、公共料金のメーターが2つでそれぞれ別請求など）の場合、各世帯ごとに申込可能か。	それぞれの世帯ごとに申込が可能です。 なお、二世帯住宅の場合、実質的に世帯ごとに生活の場が分かれていれば、それぞれの世帯から申込みいただいて構いません。 （生活の場が同一で、共用部分を修理するために2世帯以上分を申込むことはできません。）

No.	内容	回答
(4) 基準額等について		
1	修理を複数業者へ依頼する場合、合計金額で59万5千円以内であれば可能か。また、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能か。	複数の業者でも差し支えありません。
2	共同住宅、長屋の場合、1住戸あたりの申請か。(賃貸、分譲関わらず)	賃貸住宅については、本来建物所有者が修理を行うものですが、「やむを得ない」と判断できる場合(建物所有者も被災した等)は、居住者が申込者となることは可能です。区分所有マンションについては、住戸ごとに申込みとなります。
3	住民票上、同一の世帯であるが、被災時において実質的に別世帯として別々の住宅に居住していた場合、電気・ガス・水道の明細書等や区長や民生委員による証明書等により、別世帯であることが確認できれば、各々の住宅(申請)を対象としてよいのか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
4	応急修理の額が限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいのか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書(様式第3号)を作成し、各市町村窓口に提出してください。なお、限度額を超える部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約していただく必要があります。 被災者負担分：被災者⇄施工業者 応急修理負担分契約：各市町村⇄施工業者
5	応急修理部分(59万5千円以内の部分)については、市町村から指定業者等に修理依頼をするが、当該応急修理部分について、同時に被災者と指定業者の間に契約の締結が必要か。	応急修理部分(59万5千円以内の部分)は、市町村から業者に支払いをするため、被災者の方での契約は不要です。なお、自己負担分については、別途適切に契約等を締結してください。
6	上限59万5千円は税込か。	税込です。
7	一部損壊の費用は30万円までは全額適用となるか。他県の事例では、費用の一部が適用となる場合もあるようだ。	上限額までは全額対象となります。

No.	内容	回答
(5) 手続の流れについて		
1	応急修理業者は指定業者から必ず選ばなければいけないのか。自身で手配した業者に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。（ほかの市町村ですでに登録済みで、制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください）
2	申請時に提出する「り災証明書」「住民票」は、コピーか原本か。	コピーで差し支えありません。
3	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	写真等で見積書の内容が確認できれば、図面は不要です。
4	借家を修理する場合、大家から署名・記名押印をもらうが、大家であることの確認はどの書類で行うか。	賃貸契約書で確認します。
5	受付期限の12月2日は事務手続フローのどこの期限か。	2 申込の(4) 申込書提出の期限となります。
6	申込み受付期限は令和元年12月2日（延長可能性あり）とのことですが、工事実施の完了期限はあるか。	工事完了について期限は定められておりませんが、早期の完了に努めてください。
7	住宅の応急修理は、災害発生の1か月以内に完了すること。とあるが、間に合わない場合はどう対応すればよいか。	今回の災害では、応急修理の申込期間は、12月2日（月）までとしていますが、必要に応じて延長されることがあります。（終了する場合は事前に終了時期を周知をします。）
8	指定業者の名簿は、送付された組合員名簿すべての業者としてよいか。	支障ありません。
9	組合員名簿の業者全員を選定することは可能か。本市の場合、市内に組合員がいない。	可能です。
10	指定業者の名簿を作成とありますが、どのような手続きを行って「指定業者」とするのか事例等があれば提供願いたい。また、名簿に無い業者を指定する場合の条件の有無はあるか。	指定業者リストへの追加にあたっての手続例はありませんので、各市町村で適切に手続きを行っていただくようお願いいたします。 また、名簿に無い業者を指定する場合の条件は設けておりませんが、その際には各業者に対し十分に制度の周知を図るようお願いいたします。

No.	内容	回答
(6) 様式について		
1	様式に適宜項目を追記してよいか。	基本を大きく変えなければ追記して構いません。
2	見積書の様式は工事業者が普段使用しているものでよいか。	指定の様式を使用してください。
(7) その他		
1	補正予算を計上する際の予算科目はどのようにすればよいか。	県で科目を指定するものではないので、各市町村ごとに科目を設定して頂いて構いません。
2	被災者生活再建支援金との併用は可能か。	可能です。その場合は、被災者生活再建支援金の申請時に、応急修理の見積書と自己負担分の契約書が必要になります。